

育児休業からの復職誓約書

私は、児童の施設等利用給付認定申請にあたり、以下の事項について誓約し、就労証明書（育児休業期間と復職後の勤務予定（時間、日数等）が記載されたもの）を提出いたします。

（該当する番号に○をしてください。）

1. 新規利用の方

児童が施設等利用給付認定を受けましたら、2か月以内に復職（月64時間以上）し、復職したことを証明するため、就労証明書を提出します。

認定開始日から2か月以内に復職せず育児休業を継続していた場合、又は復職後の勤務条件が申請時の勤務条件と異なり月64時間未満となった場合、**遡及して（※）施設等利用給付認定を取り消しされても異議はありません。**

2. 育児休業を取得する以前より幼稚園預かり保育や認可外等施設を利用している方

（幼稚園の通常保育のみ、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用者と認定希望日の前日まで市内認可保育所（2・3号）を利用していた方は1.新規利用に当てはまります。）

現在、育児休業は令和 年 月 日までとなっていますが、（育休対象児童名 ）の保育施設等入所又は施設等利用給付認定が決まりましたら、入所日又は認定開始日から2か月以内に復職（月64時間以上）し、復職したことを証明するため、就労証明書を提出します。

保育施設等入所日又は認定開始日から2か月以内に復職せず育児休業を継続していた場合、又は復職後の勤務条件が申請時の勤務条件と異なり月64時間未満となった場合、**遡及して（※）施設等利用給付認定を取り消しされても異議はありません。**

※児童（2.の場合は育児休業対象児）が4月1日から認定を受けた場合、6月1日時点で復職していなければ、児童の施設等利用給付認定は4月1日から取消となります。

令和 年 月 日

（宛先）宝塚市長

氏名

児童氏名	利用中の施設名
(R 年 月 日生)	
(R 年 月 日生)	
(R 年 月 日生)	